

○事件事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の の発送停止措置要領の制定について（例規通達）

平成9年6月25日

群本例規第19号（免）警察本部長

〔沿革〕

平成12年3月群本例規第11号（務）、13年12月第47号（免）、23年2月第5号（総企）改正

運転免許を有する者が交通事故等によって死亡し、その事実を警察が認知しているにもかかわらず、死亡者に対して運転免許証の更新連絡書等を送付することは、遺族の感情に反するばかりでなく、警察に対する不信感を生じさせることにもなる。

そこで、被害者対策の一環として、別添のとおり事件事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領を制定し、平成9年6月1日から適用することとしたから、事務処理に誤りのないようにされたい。

別添

事件事故等による死亡者に係る運転免許証の更新連絡書等の発送停止措置要領

1 趣旨

この措置要領は、運転免許を有する者が死亡した場合における運転免許証の更新連絡書等（以下「更新連絡書等」という。）の発送停止に関する措置について、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者の範囲

更新連絡書等の発送停止措置対象者（以下「対象者」という。）は、運転免許を有する者のうち、次の事項のいずれかに該当するものとする。この場合において、他の都道府県に住所（居所）がある者も、対象者に含めるものとする。

- ア 事件事故等により警察が取り扱った死亡者のうち、身元確認が確実にできたもの
- イ 前記ア以外の各種警察業務遂行の過程において、死亡の事実及び当該死亡者の身元確認が確実にできたもの

3 対象文書

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第101条第3項の規定による更新連絡書
- (2) 道路交通関係法令に基づく運転免許停止出頭通知書、意見の聴取通知書等及び初心運転者講習通知書、再試験通知書等
- (3) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号。以下「センター法」という。）第29条第1項第1号又は第2号の規定による累積点数通知書、無事故・無違反証明書、運転記録証明書及び運転免許経歴証明書

4 発送停止の措置等

- (1) 警察本部の所属長及び警察署長（以下「所属長等」という。）は、対象者を認知した場合は、死亡者通報書（別記様式）により、速やかに交通部運転免許課長（以下「運

転免許課長」という。)に通報するものとする。

- (2) 運転免許課長は、死亡者通報書を受領した場合は、速やかに更新連絡書等の発送停止の措置を講ずるものとする。
- (3) 運転免許課長は、他の都道府県に住所(居所)がある対象者の場合には、速やかに当該都道府県警察本部の運転免許業務担当課へ通報するものとする。
- (4) 運転免許課長は、対象者に係る死亡者通報書及び免許データを当該対象者の死亡した日から3年間保管するものとする。

5 取扱責任者の指定

この措置要領の円滑な推進を図るため、各所属に取扱責任者を置き、警察本部の所属にあつては次席(副校長及び副隊長を含む。)を、警察署にあつては交通(第一)課長をもって充てる。

6 留意事項

- (1) 所属長等は、前記2のア又はイに該当しない死亡者の遺族から死亡の事実に関する情報の提供があつた場合は、当該事実を確認するとともに、運転免許照会を行い、運転免許を有する者であつたときは、積極的にこの措置要領に基づく措置を講ずるものとする。
- (2) 警察本部長は、自動車安全運転センター群馬県事務所長に対し、センター法の規定に基づく前記3の(3)に掲げる書面についても、この措置要領に準じた措置を講ずるよう依頼するものとする。

別記様式省略